

法務省矯少訓第23号

矯正管区長
少年院長

在院者の懲戒に関する訓令を次のように定める。

平成27年5月27日

法務大臣 上 川 陽 子
(公 印 省 略)

在院者の懲戒に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 反則調査（第3条―第8条）
- 第3章 懲戒を行う手続（第9条―第12条）
- 第4章 謹慎（第13条・第14条）
- 第5章 雑則（第15条・第16条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、少年院法（平成26年法律第58号。以下「法」という。）に規定する懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において使用する用語は、この訓令で別に定めるもののほか、法及び少年院法施行規則（平成27年法務省令第30号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

第2章 反則調査

（反則行為の疑いを認知した場合の報告等）

第3条 少年院の職員は、在院者が反則行為をした疑いがあると認知した場合には、速やかに、その旨を少年院の長に報告するとともに、反則行為をした疑いのある在院者の氏名、認知の状況等を記載した別記様式第1号による反則行為認知報告書を作成し、少年院の長に提出しなければならない。

2 少年院の長は、反則行為をした疑いのある在院者について法第117条第1項の規定による調査（以下「反則調査」という。）を行うときは、当該在院者に対し、その旨を告知するものとする。

（調査担当者の指名等）

第4条 少年院の長は、反則調査を行うため、その指定職員のうちから調査担当者を指名し、前条第2項の告知を受けた在院者（以下「反則調査対象者」という。）又は参考人である在院者からの事情聴取その他の必要な措置を執らせるものとする。

（接触制限措置）

第5条 少年院の長は、反則調査対象者について法第117条第4項に規定する措置（以下「接触制限措置」という。）を執るときは、その者に対し、その旨を告知するものとする。

2 次条第2項に規定する事由により反則調査を行うことができないため接触制限措置を中止した日は、法第117条第5項の期間に算入しないものとする。ただし、その日に再開した場合は、この限りでない。

（懲戒の決定までの期間）

第6条 少年院の長は、第3条第2項の告知をした日（その日が2以上あるときは、そのうち最も遅い日）から10日以内に、反則調査を行い、懲戒（法第116条の規定による物を国庫に帰属させる処分（以下「国庫帰属処分」という。）を含む。第8条第1項及び次章において同じ。）を行うことの適否及び懲戒の内容を決定するものとする。ただし、少年院の長は、必要と認めるときは、10日間に限り、この期間を延長することができるものとする。

2 反則調査対象者について、病状が重いこと、保護室に収容したことその他のやむを得ない事由により反則調査を行うことができない日があるときは、その日の日数は、前項の期間に算入しないものとする。

（反則調査の報告）

第7条 調査担当者は、少年院の長に反則調査の結果を報告するときは、別記様式第2号又は別記様式第3号による供述調書その他の法第117条第1項に規定する事項を確認するに足る資料を添えて、別記様式第4号による反則調査報告書により、これを行わなければならない。

（懲戒を行わない旨の告知）

第8条 少年院の長は、前条の報告を受けた場合において、懲戒を行わないことを相当と認めるときは、速やかに、その旨を反則調査対象者に告知するものとする。

2 少年院の長は、前項の告知をする際、反則行為があると認める場合には、当該告知をした後、当該反則行為に関し、再発防止を説諭するなどの適切な指導を行うものとする。

第3章 懲戒を行う手続

（弁明の機会の付与等）

第9条 法第118条第1項前段の規定による弁明の機会の付与は、少年院の

処遇審査会に関する訓令（平成２７年法務省矯少訓第３号大臣訓令）第３条の規定により置かれる処遇審査会（以下単に「処遇審査会」という。）の会議において行うものとする。

- ２ 法第１１８条第１項後段の規定による通知は、処遇審査会の会議の日の前日までに、別記様式第５号による処遇審査会の開催通知書を交付することにより行うものとする。
- ３ 少年院の長は、反則調査対象者が規則第７５条の規定により弁明を記載した書面（第１１条第１項第２号において「弁明書」という。）の提出をしようとする場合には、別記様式第６号又は別記様式第７号の書面を交付するものとする。

（補佐人）

第１０条 補佐人（法第１１８条第１項後段に規定する反則調査対象者を補佐する職員をいう。次条において同じ。）は、次の各号に掲げる職務（第２号に掲げる事項にあつては、反則調査対象者が希望する場合に限る。）を行う。

- （１）反則調査対象者からの事情聴取、関係書類の閲覧その他の方法により、反則調査対象者を補佐するために必要な情報を収集すること。
- （２）別記様式第８号又は別記様式第９号による弁明を録取した書面（次条第１項第２号において「弁明録取書」という。）を作成し、処遇審査会に提出すること。
- （３）処遇審査会の会議において、反則調査対象者の立場に立って必要な意見を述べること。

（懲戒の審議）

第１１条 処遇審査会における懲戒の審議に当たっては、次の各号に掲げる事項（第３号に掲げる事項にあつては、必要な場合に限る。）を行うものとする。

- （１）懲戒の原因となる事実の朗読
 - （２）反則調査対象者の弁明の聴取（反則調査対象者が弁明書又は弁明録取書により弁明を行う場合には、その書面の朗読）
 - （３）関係者の説明の聴取
 - （４）補佐人の意見の陳述
 - （５）懲戒を行うことの適否及び行うべき懲戒の内容についての協議
- ２ 処遇審査会の委員（補佐人に指名されている者を除く。）のうちから少年院の長が指名したものは、前項各号に掲げる事項について、その内容を別記様式第１０号による懲戒審議表又は別記様式第１１号による反則行為に係る国庫帰属処分表に記載し、審議の終了後速やかに少年院の長に提出するものとする。

（懲戒の決定等）

第12条 少年院の長は、第6条第1項の期間内に、懲戒を行うことの適否及び懲戒の内容を決定するものとし、その決定の翌日（その日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1号各号に掲げる日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、休日の翌日）までに、反則調査対象者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を告知するものとする。ただし、反則調査対象者が保護室に収容中である場合その他告知することができないやむを得ない事情が認められる場合には、当該事情がなくなった日（その日が休日に当たるときは、休日の翌日）に告知することができる。

(1) 懲戒を行うことを決定した場合 懲戒の内容及び懲戒の原因として認定した事実の要旨

(2) 懲戒を行わないことを決定した場合 その旨

2 第8条第2項の規定は、前項第2号の告知について準用する。

第4章 謹慎

（謹慎期間中の矯正教育計画表）

第13条 謹慎させている在院者には、謹慎の期間中に行う矯正教育の内容、方法等を定めた別記様式第12号による謹慎期間中の矯正教育計画表に基づき矯正教育を行うものとする。

2 前項の謹慎期間中の矯正教育計画表は、在院者を謹慎させる決定をした後速やかに作成するものとする。

（謹慎の期間等）

第14条 在院者を謹慎させる日は、時間にかかわらず、1日として謹慎の期間に算入するものとする。

2 現に在院者を謹慎させている場合において、その実施を延期し、又は免除したときは、前項の規定にかかわらず、その日は謹慎の期間に算入しないものとする。ただし、その日に再び在院者を謹慎させる場合は、この限りでない。

3 謹慎の期間が満了した場合には、遅くとも満了日の翌日の午前中に、謹慎に伴う処遇を終了しなければならない。

第5章 雑則

（懲戒等の委嘱）

第15条 少年院の長は、次の各号に掲げる場合には、別記様式第13号による懲戒等委嘱書を作成し、必要な関係書類を添えて、移送先の少年院の長に対し、反則行為の調査又は懲戒を委嘱するものとする。

(1) 反則調査対象者を他の少年院に移送する場合

(2) 移送中の在院者が反則行為をした疑いがある場合

(3) 謹慎させている在院者を他の少年院に移送する場合

- 2 前項第3号の場合には、移送先の少年院の長は、やむを得ない事由がない限り、在院者が入院した日から3日以内に、謹慎させるものとする。

(記録)

第16条 少年院の長は、反則調査及び接触制限措置の状況について別記様式第14号による反則調査及び接触制限措置状況記録簿に、懲戒の実施の状況について別記様式第15号による懲戒記録簿に、国庫帰属処分のでん末については別記様式第11号による反則行為に係る国庫帰属処分表に、それぞれ記録するものとする。

附 則

この訓令は、法の施行の日（平成27年6月1日）から施行する。

年 月 日

〇〇少年院長 殿

(官職) (氏名) 印

反則行為認知報告書

反則行為をした疑いのある在院者	氏 名 (入院番号)		年 齢	歳
	所属寮		処遇の段階	
反 則 行 為 名				
反則行為を認知した日時等	日時	年 月 日 時 分		
	場所			
	端緒	☐ 職員の現認 ☐ 在院者の申出（氏名： ） ☐ その他（ ）		
状 況				
備 考				

別記様式第2号（第7条関係）

供述調書（反則調査対象者）

[illegible]

[illegible]

別記様式第3号（第7条関係）

供述調書（参考人）

[illegible]

[illegible]

年 月 日

〇〇少年院長 殿

調査担当者（官職）（氏名） 印

反則調査報告書

1 反則調査対象者

氏名（入院番号）：（ ）
年齢： 歳 所属寮： 処遇の段階：

2 反則調査期間

反則調査を行う旨の告知をした日 年 月 日 期間延長（有・無）
第6条第2項の規定により同条第1項の期間に算入しない日数 日
第6条第1項の期間が満了する日 年 月 日
接触制限措置を執った期間 年 月 日から
年 月 日まで（又は継続中）
うち、接触制限措置を中止した日数 日

3 処理意見

- ☐ 反則行為（ ）があると認められるため、処遇審査会に付議したい。
☐ 国庫帰属処分の対象となる物がある（品名・数量： ）。
☐ 国庫帰属処分の対象となる物はない。
☐ 反則行為がないと認められるため、調査を終了したい。
☐ 反則行為の疑いはあるが、証拠不十分により、調査を終了したい。
☐ 反則行為（ ）があると認められるが、以下の理由により、処遇審査会に付議せず、（ ）の措置を講ずることとしたい。
理由：

4 添付資料

- ☐ 反則行為認知報告書
☐ その他の報告書
☐ 反則調査対象者の供述調書
☐ 参考人の供述調書（計 通）
☐ 写真、見取り図等
☐ その他（ ）

5 決定（ 年 月 日） 院長 印

- ☐ 3の処理意見のとおり
☐ その他（ ）

6 懲戒を行わない旨の告知

(1) 告知年月日及び時刻

年 月 日 時 分

(2) 告知者

官職

氏名

印

備考

- 1 2の「反則調査期間」欄の「反則調査を行う旨の告知をした日」は、反則調査を行う旨の告知をした日が複数ある場合には、行を追加して全ての日及び当該告知に係る期間延長の有無を記載すること。
- 2 3の「処理意見」欄の「反則行為」の次の括弧には反則行為名を、「付議せず、」の次の括弧には訓令第8条第2項に規定する指導の内容をそれぞれ記載すること。
- 3 5の「決定」欄は、少年院の長が記載し、所定の箇所に押印すること。
- 4 6の「懲戒を行わない旨の告知」欄は、訓令第8条第1項の規定により懲戒を行わないことを決定した場合に記載すること。

ねん がつ にち
年 月 日

しよぐうしんさかい かいさいつうちしよ
処遇審査会の開催通知書

しよぞくりよう
所属寮

しめい
氏名

あなたが、 ねん がつ にち はんそくちょうさ はんそくこうい うたが
年 月 日に反則調査となった反則行為の疑い（ ）
について、 かし 下記のとおり しよぐうしんさかい かいさい
処遇審査会を開催します。

あなたに、 しよぐうしんさかい こうとう べんめい
処遇審査会において口頭により弁明（あなたが今回の懲戒の原因
となる事実について説明したいことを述べること）をする機会が与えられます。

また、 ちょうかい げんいん じじつ かんけい もの こっこきぞくしよぶん
懲戒の原因となる事実に関する物の国庫帰属処分（あなたの所有物
を没収すること）についても弁明をすることができます。

べんめい しよぐうしんさかい しゅっせき の か しよめん ていしゅつ また
弁明は、処遇審査会に出席して述べる代わりに、書面で提出すること又は
ほさにん き と 補佐人に聞き取ってもらうこともできます。 書面で提出する場合は、 ねん
月 日 時までに提出しなさい。

き
記

1 しよぐうしんさかいかいさいにちじ
処遇審査会開催日時

ねん がつ にち ようび じ ふんころ
年 月 日（曜日） 時 分頃

2 ちょうかい げんいん じじつ
懲戒の原因となる事実

3 こっこきぞくしよぶん たいしょう もの ひんもく すうりょう
国庫帰属処分の対象となる物の品目（数量）

備考

- 1 反則調査を行う旨の告知をした日及び反則行為名が複数ある場合は、それらの全てを記載すること。
- 2 「反則行為の疑い」の次の括弧には反則行為名を記載すること。
- 3 国庫帰属処分の対象となる物がない場合には、「国庫帰属処分の対象となる物の品目（数量）」欄に「該当なし」と記入すること。
- 4 「懲戒の原因となる事実」欄には、本通知書の宛先である在院者以外の個人が特定できる情報を記載しないこと。

別記様式第6号（第9条第3項関係）

ねん がつ にち
年 月 日

しょうねんいんちょう どの
〇〇少年院長 殿

しめい
氏名

(指印)

わたしは、ねんがつにち　　つうち　　ちょうかい　　げんいん　　じじつ　　い　　か
 私は、年　　月　　日に通知された懲戒の原因となる事実について、以下のと
 おり弁明します。

べん めい しょ
弁 明 書

[illegible]

ねん がつ にち
年 月 日

しょうねんいんちょう どの
○○少年院長 殿

しめい
氏名

(指印)

わたし ねん がつ にち つうち ちょうかい げんいん じじつ かんけい もの こっこ
私 は、 年 月 日に通知された懲戒の原因となる事実に関する物の国庫
きぞくしよぶん い か べんめい
帰属処分について、以下のとおり弁明します。

べん めい しょ
弁 明 書

[illegible]

[illegible]

弁明録取書

[illegible]

[illegible]

弁明録取書

[illegible]

[illegible]

年 月 日

〇〇少年院長 殿

報告者 （官職） （氏名） ⑩

懲戒審議表

1 反則調査対象者
氏名（入院番号）： （ ）
年齢： 歳 所属寮： 処遇の段階：

2 反則行為名

3 過去の懲戒歴

4 反則調査対象者の弁明の要旨
☐ 別添弁明書又は弁明録取書のとおり
☐ 以下のとおり

5 関係者の説明の要旨

6 補佐人の意見 補佐人 ⑩

7 添付資料
☐ 年 月 日付け反則調査報告書（添付資料を含む。）
☐ 弁明書
☐ 弁明録取書
☐ その他（ ）

8 処遇審査会での審議結果

- (1) 開催日時： 年 月 日 時 分から 時 分まで
- (2) 反則調査対象者の出席の有無（有・無）
- (3) 懲戒の原因となる事実の認定
- ☐ 事実なしと認定した。
- ☐ 別添告知事実のとおり認定した。
- ☐ 別添認定事実のとおり認定した（認定した事実が告知事実と異なる場合）。
- (4) 処遇審査会委員の意見

	印		印
	印		印
	印		印
	印		印
	印		印
	印		印

9 決定（ 年 月 日） 院長 印

- (1) 懲戒を行うことの適否
- ☐ 懲戒を行わない
- ☐ 事実なし
- ☐ 事実あり（反則行為名： ）
- （指導の内容： ）
- ☐ 懲戒を行う（反則行為名： ）
- (2) 懲戒の内容
- ☐ 厳重な訓戒
- ☐ 謹慎 日
- ただし、
- ☐ 年 月 日まで実施を延期する。
- （理由： ）
- ☐ 懲戒の全部又は一部の実施を免除する。
- （☐ 全部 ☐ 一部（ ）
- （理由： ）

10 反則調査対象者への告知

- (1) 告知年月日及び時刻
- 年 月 日 時 分

- (2) 告知者
- 官職 氏名 印

備考

- 1 6の「補佐人の意見」欄は、補佐人が、反則調査対象者のため陳述した意見を記載し、所定の欄に押印すること。
- 2 8の（４）の「処遇審査会委員の意見」欄には、処遇審査会の委員がそれぞれの意見を記載した上で、その末尾に押印すること。なお、補佐人が処遇審査会の委員に充てられている場合は、補佐人は同欄を記載してはならないこと。
- 3 9の「決定」欄は、少年院の長が記載し、所定の箇所に押印すること。
- 4 9の（１）の「指導の内容」欄には、訓令第１２条第２項において準用する訓令第８条第２項に規定する指導の内容を記載すること。

告知事実

備考

「告知事実」欄には、処遇審査会において朗読する懲戒の原因となる事実を記載すること。

認定事実

備考

「認定事実」欄には、認定した事実が告知事実と異なる場合に、その内容を記載すること。

[illegible]

5 決定（ 年 月 日） 院長 ⑥

（１）反則行為名

（２）品目（数量）

（３）決定内容

☐ 国庫帰属

☐ 不処分

6 反則調査対象者への告知

（１）告知年月日及び時刻

 年 月 日 時 分

（２）告知者

官職

氏名

⑥

7 てん末（ 年 月 日）

（１）担当者

官職

氏名

⑥

（２）処理状況

備考

- 1 3の「補佐人の意見」欄は、補佐人が、反則調査対象者のため陳述した意見を記載し、所定の欄に押印すること。
- 2 4の（3）の「処遇審査会委員の意見」欄には、処遇審査会の委員がそれぞれの意見を記載した上で、その末尾に押印すること。なお、補佐人が処遇審査会の委員に充てられている場合は、補佐人は同欄を記載してはならないこと。
- 3 5の「決定」欄は、少年院の長が記載し、所定の箇所に押印すること。

年 月 日

起案者 (官職) (氏名) (印)

1 対象者

2 矯正教育の計画

	午 前		午 後		
1 日 目					
2 日 目					
3 日 目					
4 日 目					
5 日 目					
6 日 目					
7 日 目					
8 日 目					
9 日 目					
10日 目					

〔備考（具体的な教育方法、内容、留意事項等）〕

計画の日数に応じて適宜表を増減すること。

(文書番号)
年 月 日

〇〇少年院長 殿

△△少年院長

懲戒等委嘱書

下記のとおり懲戒等を委嘱します。

記

- 1 少年氏名（生年月日・年齢）
- 2 移送年月日
- 3 反則行為名
- 4 反則行為の概要
- 5 反則調査の状況
- 6 懲戒審議の状況
- 7 懲戒の内容
- 8 懲戒の決定日及び告知日
 - 決定日 年 月 日
 - 告知日 年 月 日
- 9 懲戒の実施状況
 - ☐未実施
 - ☐延期中（謹慎○日実施済）
- 10 委嘱する理由
- 11 添付資料

反則調査及び接触制限措置状況記録簿

反則調査番号：

反則調査対象者の氏名（入院番号）：

年齢： 歳

反則行為名

調査担当者

官職氏名

決裁欄			反則調査	
			告知日時	告知者印
			年 月 日 時 分	
			期間延長の日	
			年 月 日	
			懲戒の適否の決定日	
			年 月 日	
期間延長の理由並びに期間不算入の日及び理由				
特記事項				

決裁欄			接触制限措置	
			告知日時	告知者印
			年 月 日 時 分	
			期間延長の日	
			年 月 日	
			終了日	
			年 月 日	
接触制限措置を執る理由及び制限の内容				
期間延長の理由、期間不算入の日及び理由並びに制限の内容の変更の日及び変更後の内容				
特記事項				

備考

- 1 「反則調査番号」欄には、年度ごとの通し番号を記載すること。
- 2 「反則行為名」欄には、反則調査の対象となる全ての反則行為名を記載すること。
- 3 「接触制限措置を執る理由及び制限の内容」欄、「期間延長の理由並びに期間不算入の日及び理由」欄及び「期間延長の理由、期間不算入の日及び理由並びに制限の内容の変更の日及び変更後の内容」欄は、記載事項の末尾に記載者が押印すること。
- 4 反則調査の期間中及び接触制限措置の期間中に、他の反則行為により改めて反則調査の期間及び接触制限措置の期間が進行することになった場合には、当該反則行為の反則調査番号を「特記事項」欄に記載し、記載者が押印すること。

1 対象者
氏名（入院番号）：（ ）
年齢： 歳 所属寮： 処遇の段階：

3 懲戒の内容
☐ 嚴重な訓戒 (年 月 日)
☐ 謹慎 日

謹慎実施前の健康の異常の有無 ☐ 有 () ☐ 無 係印			
実施前の体重	k g		
謹慎実施後の健康の異常の有無 ☐ 有 () ☐ 無 係印			
実施後の体重	k g	増・減	k g

検印		日 付	運動	入浴	状 況	係印
	直前		○			
	直前			○		
	1 日 目					
	2 日 目					
	3 日 目					
	4 日 目					
	5 日 目					
	6 日 目					

	7日目					
	8日目					
	9日目					
	10日目					
	11日目					
	12日目					
	13日目					
	14日目					
	15日目					
	16日目					
	17日目					
	18日目					
	19日目					
	20日目					

備考

- 1 3について、厳重な訓戒を実施した場合はその実施日も記載すること。
- 2 4及び5は、謹慎を実施する場合に記載すること。
- 3 5の表の「検印」欄には、首席専門官又は統括専門官が押印すること。
- 4 5の表の「運動」及び「入浴」欄には、運動又は入浴を実施した日にそれぞれ丸印を記入すること。
- 5 5の表の「状況」欄には、謹慎の開始、延期、再開、免除又は満了の別を記載すること。また、特筆すべき状況がある場合は、その旨併せて記載すること。